

円満想続の3K「感謝・絆・供養」

月刊ニュースレター

想 続

Vol. 14 (2011年11月号)

発行：一般社団法人 日本想続協会

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-1 岡野ビル 4F

TEL 03-3404-1225 FAX 020-4664-9664

E-mail info@n-sk.org (担当：内田)

☆定期購読（無料）をご希望の方は上記へどうぞ！

相続税&贈与税これだけご注意ください！

こんにちは。税理士の内田麻由子です。10月の想続塾では「サザエさん家で学ぶ、相続税の3大特典」と題して、相続税についてお勉強しました。

今月は、相続税や贈与税に関して「これだけは気をつけておいたほうがよい3つの点」についてみていきましょう。

◆ 税額がゼロでも申告が必要な場合がある

よく「配偶者は1億6000万円まで相続税はかからないのだから、うちには相続税は関係ないわ」と思っている方がいらっしゃいます。また「小規模宅地の評価減があるから相続税の心配はしなくてよい」という方がいらっしゃいます。確かに、相続税はかかりません。しかし「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地の評価減」は、相続税の申告をしてはじめて認められる特例です。つまり、相続税はかからなくても、相続税の申告はする必要があるのです。相続税がかからないのだから申告もする必要があると思っている方が多いのですが、そうではありません。

贈与税の特例についても同じです。「贈与税の配偶者控除」や「住宅取得資金の贈与の特例」などを使いたい場合には、贈与税はかからなくても贈与税の申告はする必要があります。「相続時精算課税制度」を使いたい場合にも、制度を選択するという申告をしなければなりません。

相続税や贈与税の特例を使いたい場合には、たとえ税額はゼロでも申告をする必要があるということをお覚しておきましょう。

◆ 税制は毎年変わる

税制は、原則として毎年変わります。せっかく特例が使えるのに使わないで申告をしても、税務署は「あなたはこの特例を使えばもっと税金が安くなりますよ」とは教えてくれません。知らないとソンしてしまうのが税金です。逆に、税制が変わったのを知らずに税金を少なく計算して申告してしまったら、税務署から「あなたの申告は間違っていますよ」と言ってきます。知らなかったでは済まないのが税金なのです。

また、その時の税制に基づいて相続対策をしても、その後の税制改正によって条件が変わってしまうこともあります。最新の税制については、税理士などの専門家に確認しましょう。

◆ おひとり様の相続税は多額になることも

「父の相続のときに相続税がかからなかったのだから、母の相続のときにも同じだろう」と安易に考えてはいけません。配偶者がいる場合には、「配偶者の税額軽減」が使えることと、自宅の土地についてもほとんどが「小規模宅地の評価減」の特例が使えるため、相続税がかからないケースが多いのです。しかし、配偶者がいない「おひとり様」の相続（二次相続）のときには、基礎控除も一人分少なくなり、「配偶者の税額軽減」もありません。また子が同居していなければ「小規模宅地の評価減」も使えないため、思ったよりも多額の相続税がかかることがあります。まずは二次相続まで相続税の試算をしましょう。（税理士 内田麻由子）

【参考 税制改正について】

平成 23 年度の税制改正法案には、相続税の基礎控除額の縮小、税率の引き上げ、生命保険金の非課税枠の適用範囲縮小など、相続税の大幅な増税案が明記されています。また、贈与税については、税率の引き下げ（一部引き上げ）、相続時精算課税制度の適用範囲拡大などの減税案が記載されています。相続税・贈与税の改正法案は、現時点（平成 23 年 11 月 1 日現在）では成立していませんが、今後、相続税が増税になる可能性は高いと考えられます。税制改正の最新情報については、『月刊想続』や『想続塾』にてお知らせしていきますね。